

2020年4月〇〇日

〇〇〇教育委員会
教育長 〇〇 〇〇様

〇〇〇教職員組合
執行委員長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症対策にかかわる学校における教育活動の再開等に関する緊急要請書

新型コロナウイルス感染症は依然として拡大しています。4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新型コロナウイルスの感染に応じた3つの地域区分を示し、感染症拡大警戒地域においては学校の一斉休校も選択肢として検討すべきだと提言しました。提言を受けて、文科省は4月1日に「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について（通知）」を发出し、3月24日付に示したガイドラインを改訂しました。学校における子どもたちへの感染を防止し、いのちと健康を守ることが何よりも求められます。そのためには教職員の健康管理に万全な体制をとることが不可欠です。また、通常時以上に子どもたちや教職員の保健室利用が増えることが想定される中で、必要な対応ができるように体制を整えることは喫緊の課題です。

以上の観点から、下記の施策を直ちに具体化するよう、緊急に要請します。

記

- 1 教職員の健康管理のために万全の態勢を整えること。体調不良を感じた教職員が自宅待機できる体制を確立するとともに、当該の教職員が必要な検査をすみやかに受けられるようにすること。
- 2 保健室の環境を整備すること。
 - (1) 学校再開後の学校生活に関わること
 - ① 学校を再開するにあたっては、学校がクラスターの発生場所とならない条件整備と同時に、設置者が保健所・医師会等と連携し、養護教諭の感染防止対策をふくめた保健室等での詳細な対応マニュアルを作成すること。
 - ② 感染防止対策に必要なマスクや消毒液、体温計、液体石鹸、ペーパータオル等の予算措置や物品を早急に配布すること。
 - ③ 感染が疑われる児童・生徒が待機(隔離)する場所を確実に確保し、保健室が感染していない児童・生徒と接触する場にならないようにすること。
 - (2) 定期健康診断について
 - ① 新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐため、定期健康診断実施にあたり現場に混乱を来さないよう具体的な対応を示すこと。
 - ② 教育委員会として医師会の見解をもとに、実施条件等について各学校へ早急に通知をおこなうこと。

③ X 線・心電図検査等の検査機関が行う健康診断については、健診時間、時期の延長等、安全に実施するための条件について検査機関と協議すること。

3 学校給食の再開にあたっては、子どもたちのいのちと健康・安全を保障するために必要な体制を整えること。

① 給食 調理員等が安全に業務できる体制を整えること。

② 子どもの居場所確保にあたり給食提供機能を活用する際には、給食調理員等に過重な負担とならないようにすること。

以 上